

参考1-①

生活保護制度の現状等について

厚生労働省

1	生活保護制度の概要	1
【被保護世帯数等の動向】		
2	被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移	3
3	世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移	4
4	都道府県別保護率の比較	5
5	地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布	6
6	生活保護費負担金実績額の推移	7
【その他の世帯の動向】		
7	被保護世帯の保護開始の理由別保護開始数	8
8	被保護世帯の保護廃止の理由別保護廃止数	9
【自立・就労の動向】		
9	生活保護受給者に対する就労支援実績の推移	10
10	世帯類型別にみた世帯主の就労状況の構成割合	11
11	都道府県別就労支援の状況	12
12	就労支援対策の強化（「福祉から就労」支援事業）	13
13	被保護者の社会的居場所づくり支援事業	14
14	都道府県別高等学校進学率の状況	15
【医療扶助の状況】		
15	医療扶助費における構成割合	16
16	生活保護の医療扶助と国民健康保険等の比較	17
17	都道府県別生活保護受給者の1人あたり医療扶助費	18
18	平成23年度から取り組む医療扶助の適正化について	19
19	被保護者等住居・生活サービス提供事業の 業務適正化法（案）による対応について	20
20	不正受給の状況	21
【第2のセーフティネット】		
21	社会的セーフティネット構造	22
22	職業訓練の実施等による特定求職者の 就職の支援に関する法律について	23

1 生活保護制度の概要

(1) 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

(2) 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

(3) 最低生活保障水準の具体的事例(平成23年度)

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	175,170	167,870	160,580	153,270	145,980	138,680
住宅扶助(複数人世帯・上限額)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	244,970	226,870	213,580	199,270	186,080	172,780

2. 高齢者単身世帯【68歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助(単身世帯・上限額)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840

3. 母子世帯【30歳、4歳、2歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	193,900	187,470	179,310	172,880	164,730	158,300
住宅扶助(複数人世帯・上限額)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	263,700	246,470	232,310	218,880	204,830	192,400

注1 生活扶助の額は、児童養育加算(高齢者単身世帯を除く。)及び母子加算(母子世帯に限る。)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の上限額の例である。

注3 上記の額に加え、医療費等の実費相当が必要に応じて給付される。

注4 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費しうる水準としては上記の額に控除額を加えた水準となる。(就労収入10万円の場合:23,220円)

(4) 保護の実施機関と費用負担

○ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。

○ 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。

※ 福祉事務所の設置状況は、全国で1237カ所(都道府県214、市992、町村31(平成22年4月1日現在))

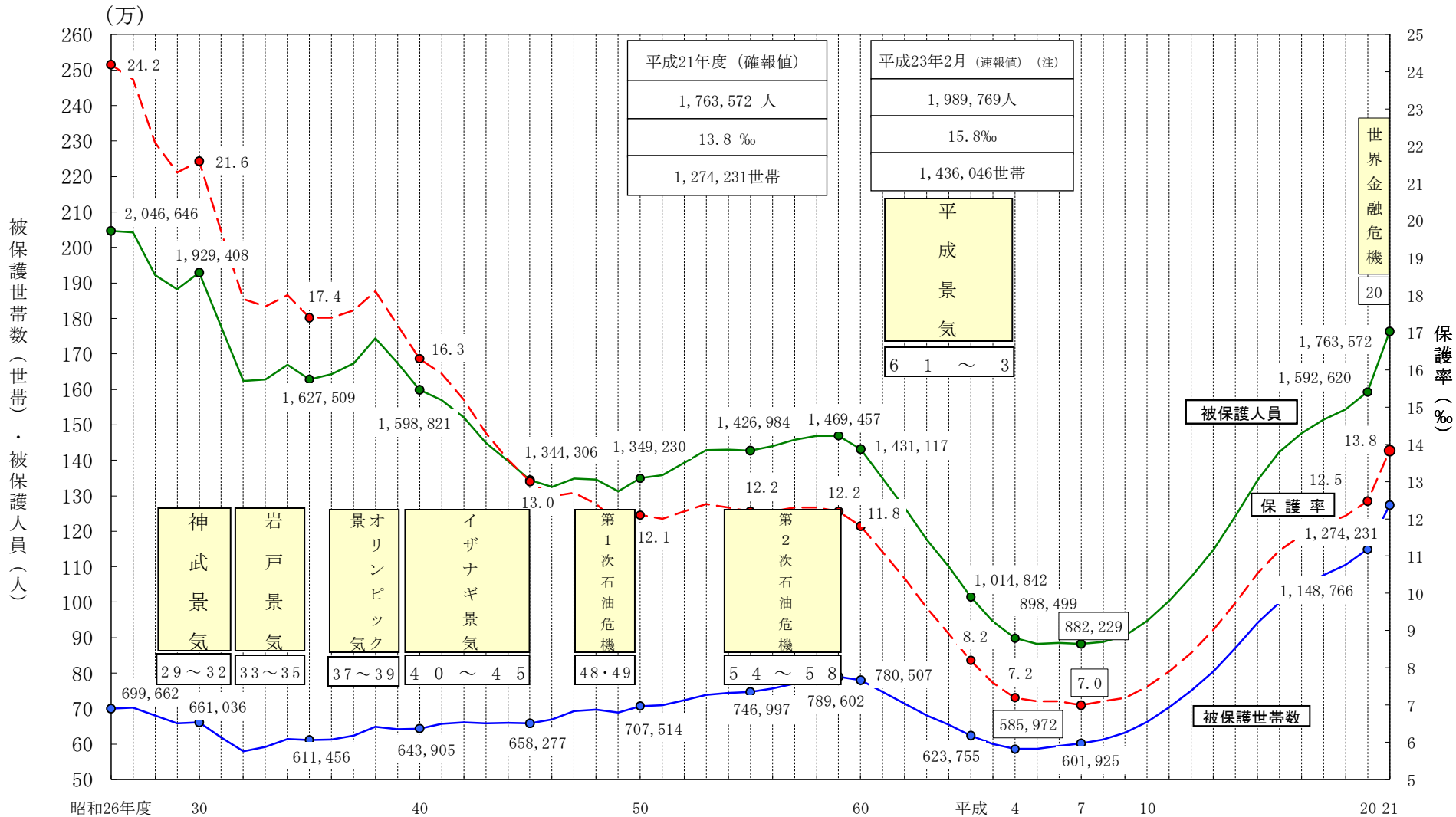
※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、厚生労働省としては、以下の数を標準数として示している。

(都道府県)被保護世帯65に1、(市)・(町村)被保護世帯80に1

○ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担(地方負担分については地方交付税で措置)。

2 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者は約200万人に達し、過去最高であった昭和26年度に迫る水準である。特に平成20年の世界金融危機以降、受給者数等は急激に伸びている。



3 世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移

10年前と比較すると、各世帯類型ごとにみた保護世帯数、世帯保護率ともに増加しているが、特に、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加している。

◆10年前(平成11年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	703,072	315,933	58,435	278,520	50,184
(構成割合(%))	(100)	(44.9)	(8.3)	(39.6)	(7.1)
世帯保護率(%)	15.7	43.6	131.0	8.8	

◆現在(平成21年度)

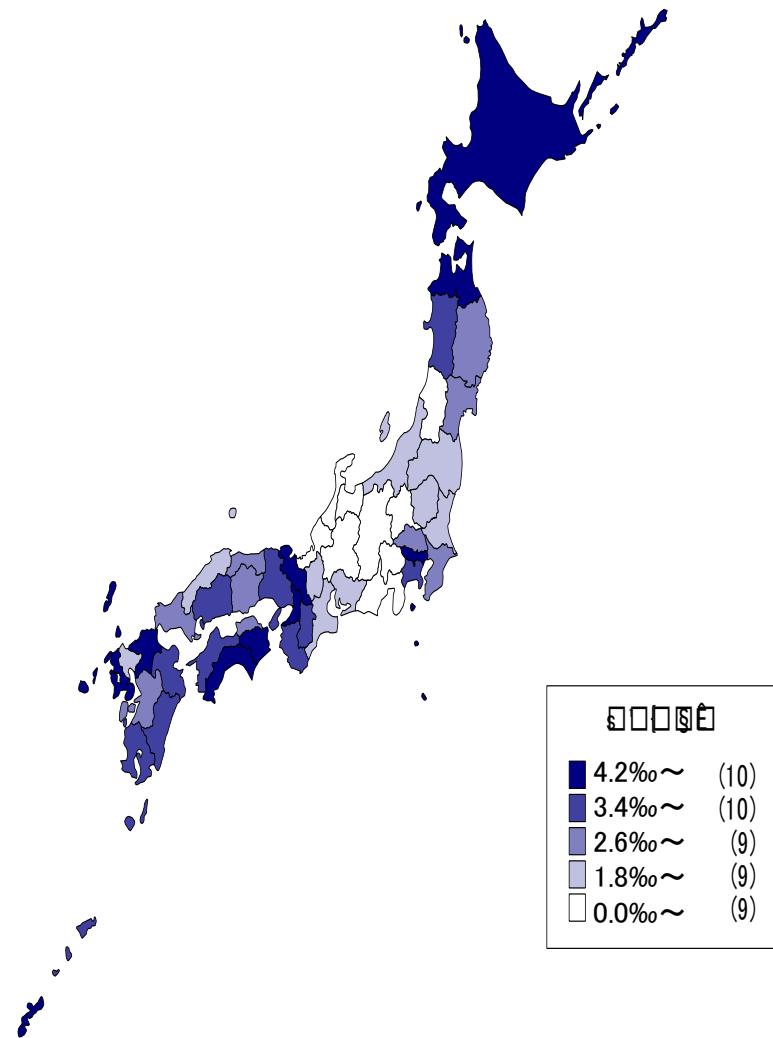
	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,270,588	563,061	99,592	435,956	171,978
(構成割合(%))	(100)	(44.3)	(7.8)	(34.3)	(13.5)
世帯保護率(%)	26.5	58.5	132.4	16.2	

3倍強
の
増加

4 都道府県別保護率の比較

	7年度	21年度	増減
	‰	‰	‰
全国	7.0	13.8	6.8
北海道	15.4	27.3	11.9
青森県	11.0	19.3	8.3
岩手県	5.2	9.7	4.5
宮城県	4.1	10.2	6.1
秋田県	7.0	12.6	5.6
山形県	3.4	4.9	1.5
福島県	4.0	8.3	4.3
茨城県	3.1	6.7	3.6
栃木県	3.1	8.1	5.0
群馬県	2.6	5.3	2.7
埼玉県	3.1	9.3	6.2
千葉県	3.2	9.8	6.6
東京都	8.1	17.9	9.8
神奈川県	5.7	13.8	8.1
新潟県	3.2	6.7	3.5
富山県	2.0	2.7	0.7
石川県	2.7	5.1	2.4
福井県	2.1	3.5	1.4
山梨県	2.2	4.9	2.7
長野県	2.3	4.2	1.9
岐阜県	2.0	4.2	2.2
静岡県	2.2	5.7	3.5
愛知県	3.4	7.9	4.5

	7年度	21年度	増減
	‰	‰	‰
三重県	4.7	8.2	3.5
滋賀県	4.2	6.7	2.5
京都府	14.3	21.0	6.7
大阪府	11.4	29.4	18.0
兵庫県	7.9	15.9	8.0
奈良県	7.8	12.7	4.9
和歌山県	7.3	12.9	5.6
鳥取県	6.1	10.2	4.1
島根県	4.5	6.9	2.4
岡山県	6.9	11.0	4.1
広島県	6.3	14.1	7.8
山口県	7.8	10.9	3.1
徳島県	11.3	16.9	5.6
香川県	7.4	10.4	3.0
愛媛県	7.8	12.6	4.8
高知県	15.3	24.2	8.9
福岡県	16.4	21.7	5.3
佐賀県	5.8	8.1	2.3
長崎県	10.8	18.4	7.6
熊本県	7.5	10.7	3.2
大分県	9.4	14.9	5.5
宮崎県	8.5	12.9	4.4
鹿児島県	10.5	16.8	6.3
沖縄県	12.9	19.2	6.3

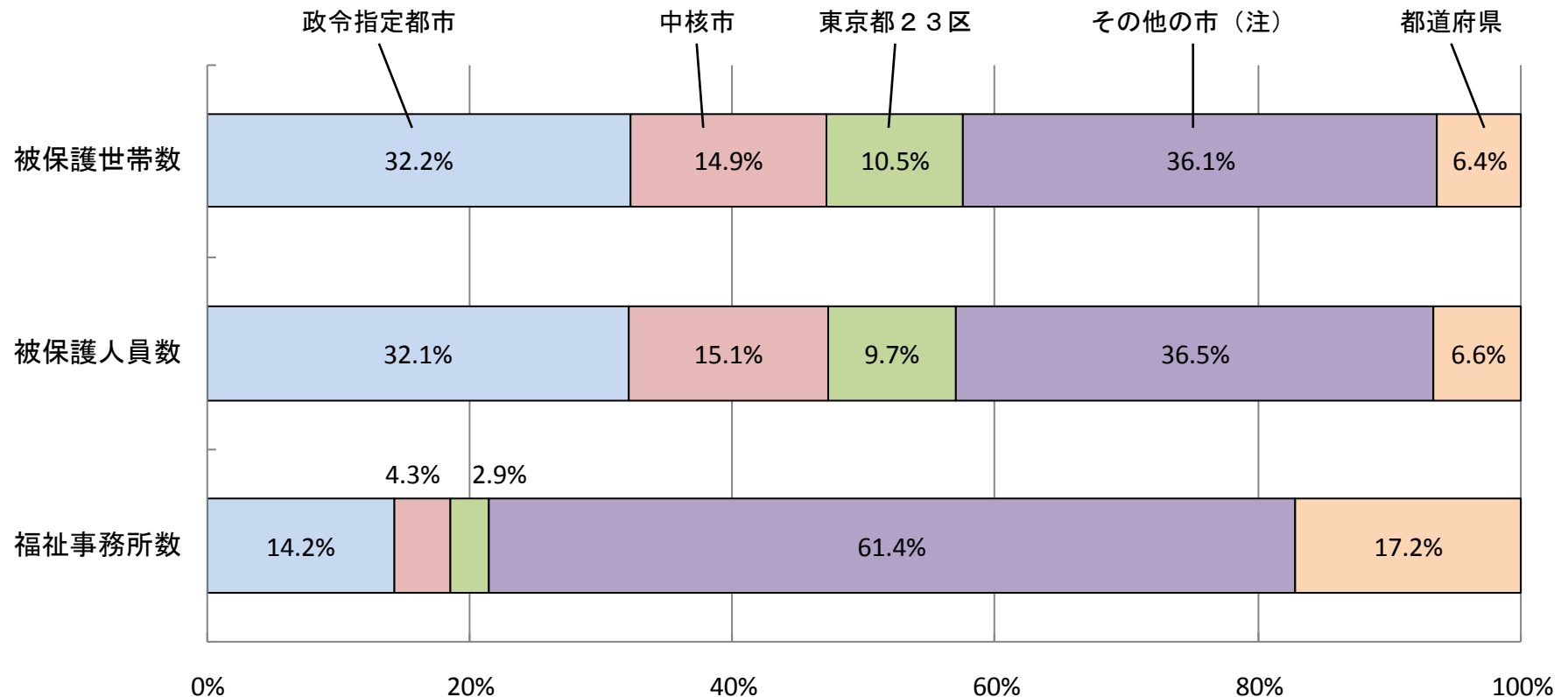


資料: 福祉行政報告例

注: 指定都市・中核市は都道府県に含む。

5 地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布

被保護世帯数、被保護人員を見ると、政令指定都市・中核市・東京都23区で半数以上を占めている。



注：「その他の市」には、福祉事務所を設置している町村分（被保護世帯数・被保護人員数においては0.1%、福祉事務所数においては3%）を含む。

（資料）被保護世帯数、被保護人員数：福祉行政報告例（平成21年度）

福祉事務所数：厚生労働省社会・援護局総務課調べ（平成23年4月1日現在）

6 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

生活保護費負担金実績額(事業費ベース)は平成21年度に3兆円を突破し、さらに急伸する勢いである。全体の約半分は医療扶助が占めている。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

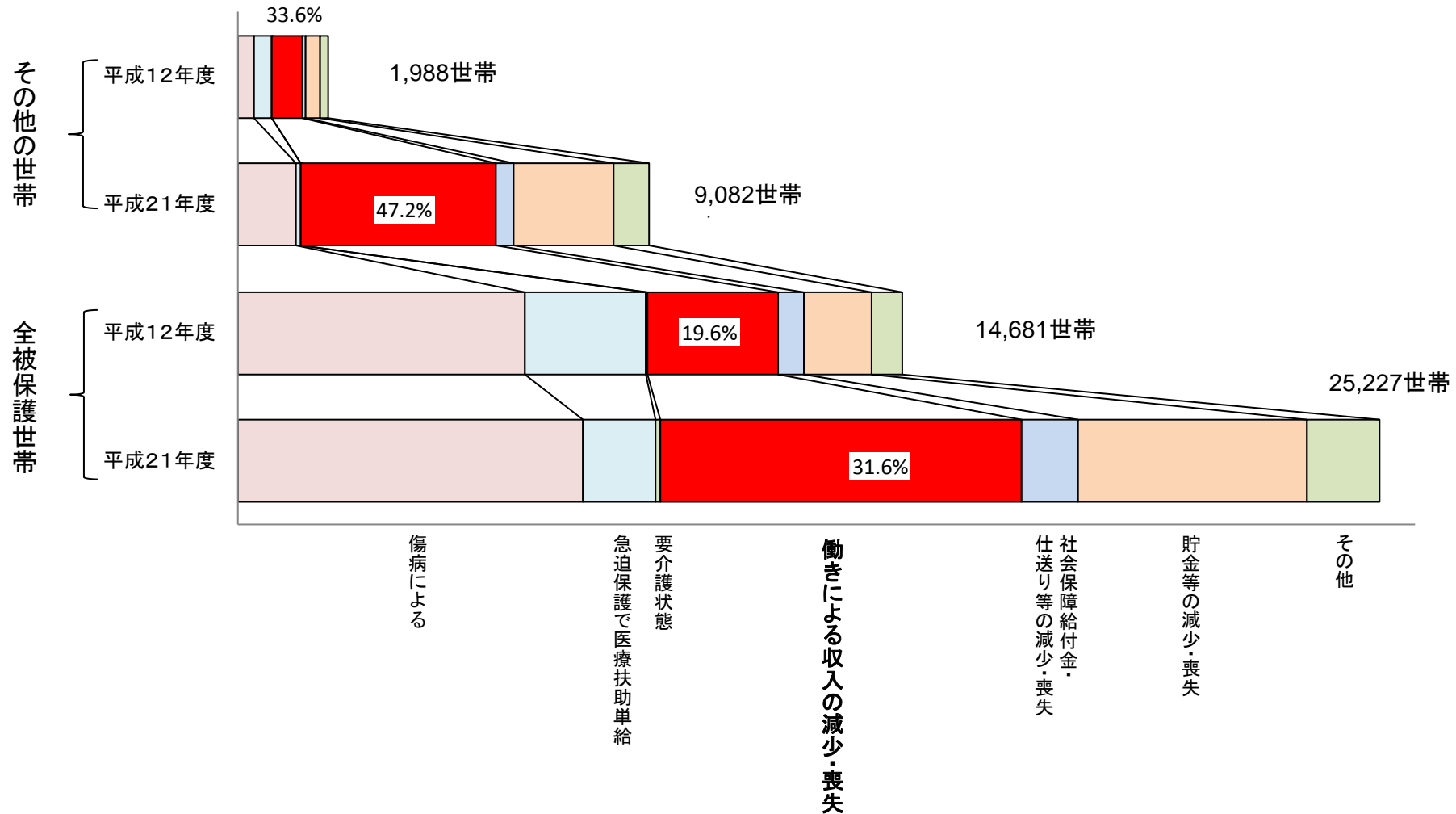
※1 施設事務費を除く

※2 平成21年度までは実績額、22年度は補正後予算額、23年度は当初予算額

※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

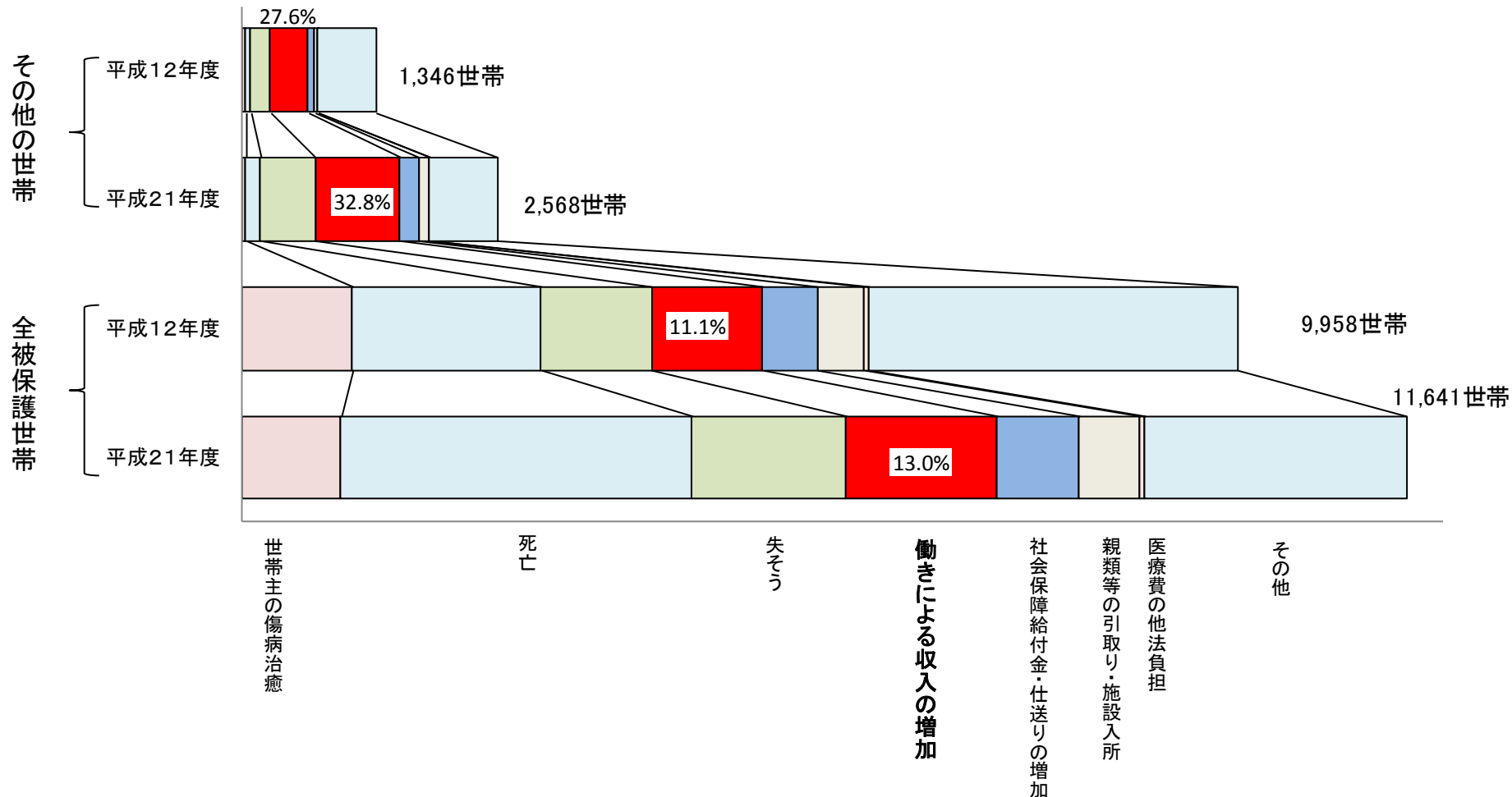
7 被保護世帯の保護開始の理由別保護開始数

保護開始理由のうち、「働きによる収入の減少・喪失」の占める割合が平成12年度から21年度にかけて飛躍的に増加しており、特に「その他の世帯」では約半数を占める。



8 被保護世帯の保護廃止の理由別保護廃止数

「その他の世帯」の保護廃止理由のうち、「働きによる収入の増加」の占める割合が平成12年度から21年度にかけて増加しているが、3分の1程度に止まり、全被保護世帯では13%である。



注)「その他」には、指導・義務違反、拘置、拘留等が含まれる。

9 生活保護受給者に対する就労支援実績の推移

- 各種就労支援事業の就労・増収率は有効求人倍率の低下とともに落ち込んでいるが、福祉事務所とハローワークの連携事業(①)の就職率は5割前後
- 就労支援員を活用しないプログラム参加者(③)は減少する一方、就労支援員を活用した事業(②)の対象者は増加しており、就労支援員による支援へと徐々に移行している

① 生活保護受給者等就労支援事業（福祉事務所とハローワークとの連携事業） 対象者：就労能力や自立の可能性等が高い方		平成19年度	平成20年度	平成21年度
	対象者	9,199人	10,160人	14,055人
	就労・増収した者	5,315人	5,209人	6,932人
	就労・増収した者の割合	53.6%	51.3%	49.3%

② 就労活動をサポートする専門の就労支援員を活用した就労支援プログラム 対象者：就労に当たりサポートが必要な方		平成19年度	平成20年度	平成21年度
	対象者	27,335人	34,052人	42,550人
	就労・増収した者	10,583人	12,135人	12,679人
	就労・増収した者の割合	38.7%	35.6%	29.8%

③ ①、②以外の就労支援プログラム		平成19年度	平成20年度	平成21年度
	対象者	22,142人	20,994人	17,914人
	就労・増収した者	7,588人	5,055人	4,423人
	就労・増収した者の割合	34.3%	24.1%	24.7%

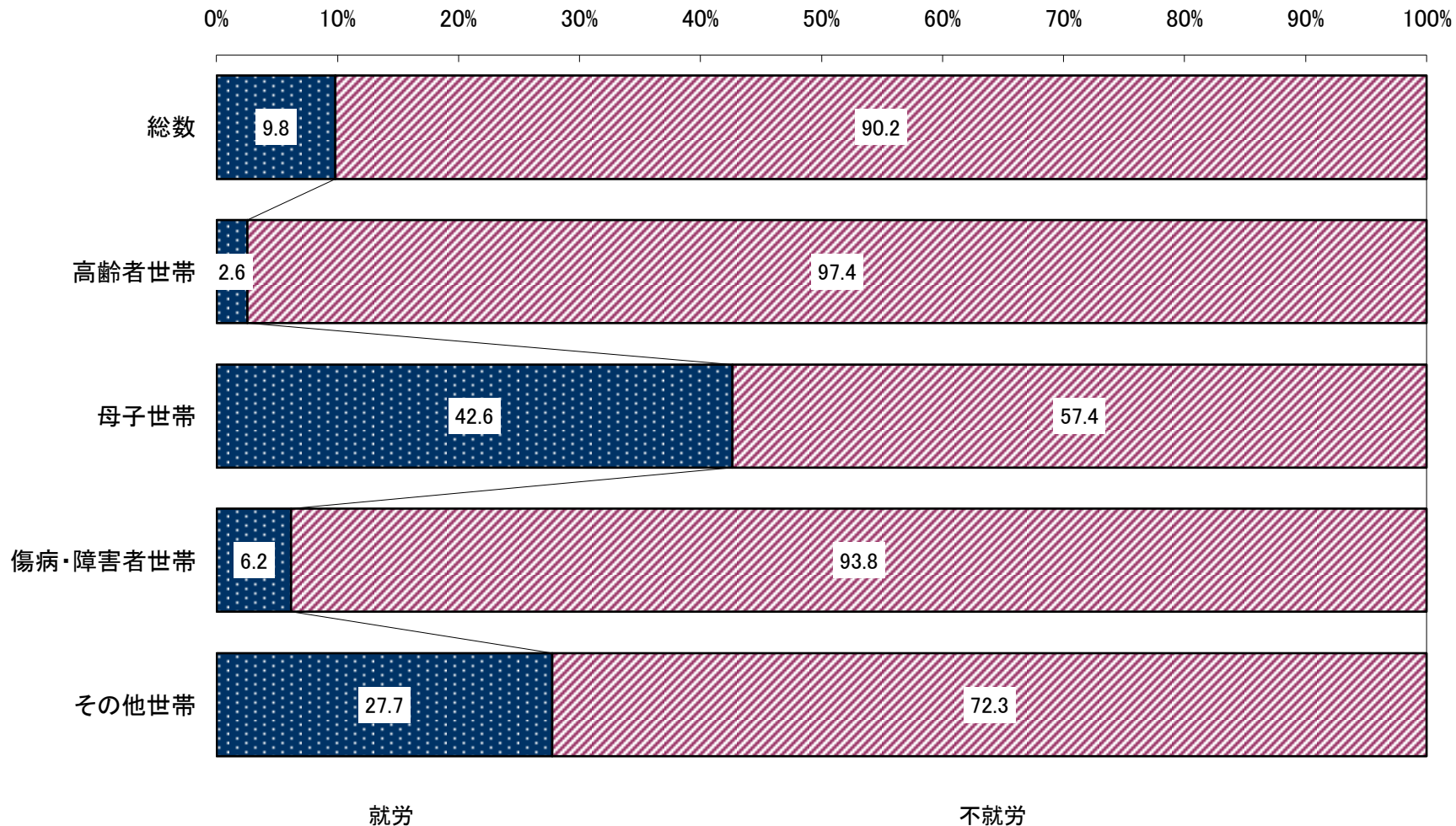
(資料)①: 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部就労支援室調べ

②・③: 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

※①と②の対象者及び就労・増収した者は、一部重複あり

(参考)有効求人倍率	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	1.02	0.77	0.45

10 世帯類型別にみた世帯主の就労状況(平成21年度)



(注) 就労には、常用雇用、臨時・日雇い、自営業者、家族従事者、内職等が含まれる。

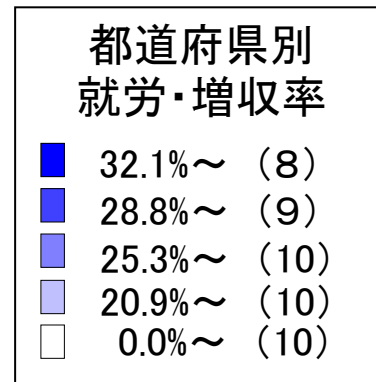
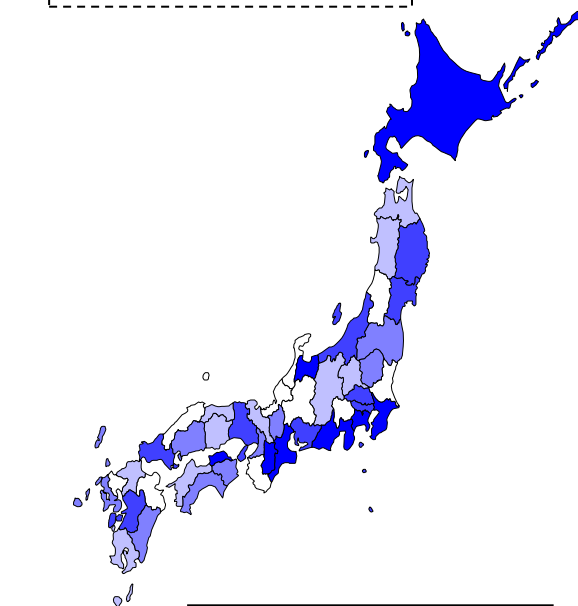
11 都道府県別就労支援（就労支援員の活用）の状況（平成21年度）

○各福祉事務所において受給者の就労活動をサポートする専門の就労支援員を配置し、就労支援プログラムを実施。平成21年度で全国12,679人の生活保護受給者が就労・増収し、就労・増収率は約3割であるが地域差が大きい。

○就労支援員の活用や自立・就労支援メニューの充実等を通じて、全国的に自立・就労策を展開させていく必要がある。

	対象者数 (A)	就労・増収 者数(B)	就労・増収率 (B/A)	(参考) 有効求人倍率 平成22年3月		対象者数 (A)	就労・増収 者数(B)	就労・増収率 (B/A)	(参考) 有効求人倍率 平成22年3月
全国	42,550	12,679	29.8%	0.49	三重県	391	143	36.6%	0.52
北海道	1,962	647	33.0%	0.36	滋賀県	130	36	27.7%	0.47
青森県	318	71	22.3%	0.32	京都府	797	176	22.1%	0.54
岩手県	473	138	29.2%	0.41	大阪府	6,929	1,983	28.6%	0.48
宮城県	898	273	30.4%	0.42	兵庫県	3,735	1,119	30.0%	0.46
秋田県	151	32	21.2%	0.39	奈良県	2	2	100.0%	0.50
山形県	117	3	2.6%	0.45	和歌山県	121	19	15.7%	0.54
福島県	479	121	25.3%	0.38	鳥取県	153	38	24.8%	0.57
茨城県	405	71	17.5%	0.44	島根県	132	10	7.6%	0.65
栃木県	334	96	28.7%	0.46	岡山県	549	115	20.9%	0.62
群馬県	117	28	23.9%	0.59	広島県	468	120	25.6%	0.61
埼玉県	2,008	578	28.8%	0.38	山口県	250	72	28.8%	0.59
千葉県	768	337	43.9%	0.42	徳島県	457	127	27.8%	0.65
東京都	6,984	2,076	29.7%	0.60	香川県	106	49	46.2%	0.65
神奈川県	4,516	1,880	41.6%	0.40	愛媛県	122	26	21.3%	0.56
新潟県	166	48	28.9%	0.52	高知県	145	40	27.6%	0.44
富山県	78	25	32.1%	0.62	福岡県	2,386	538	22.5%	0.43
石川県	84	5	6.0%	0.53	佐賀県	140	27	19.3%	0.45
福井県	—	—	—	0.70	長崎県	275	79	28.7%	0.41
山梨県	46	8	17.4%	0.53	熊本県	436	132	30.3%	0.42
長野県	161	40	24.8%	0.53	大分県	639	102	16.0%	0.51
岐阜県	33	6	18.2%	0.57	宮崎県	296	81	27.4%	0.42
静岡県	321	129	40.2%	0.45	鹿児島県	189	43	22.8%	0.43
愛知県	2,253	696	30.9%	0.60	沖縄県	1,030	294	28.5%	0.30

就労支援員数: 1,526人
(平成23年4月末)



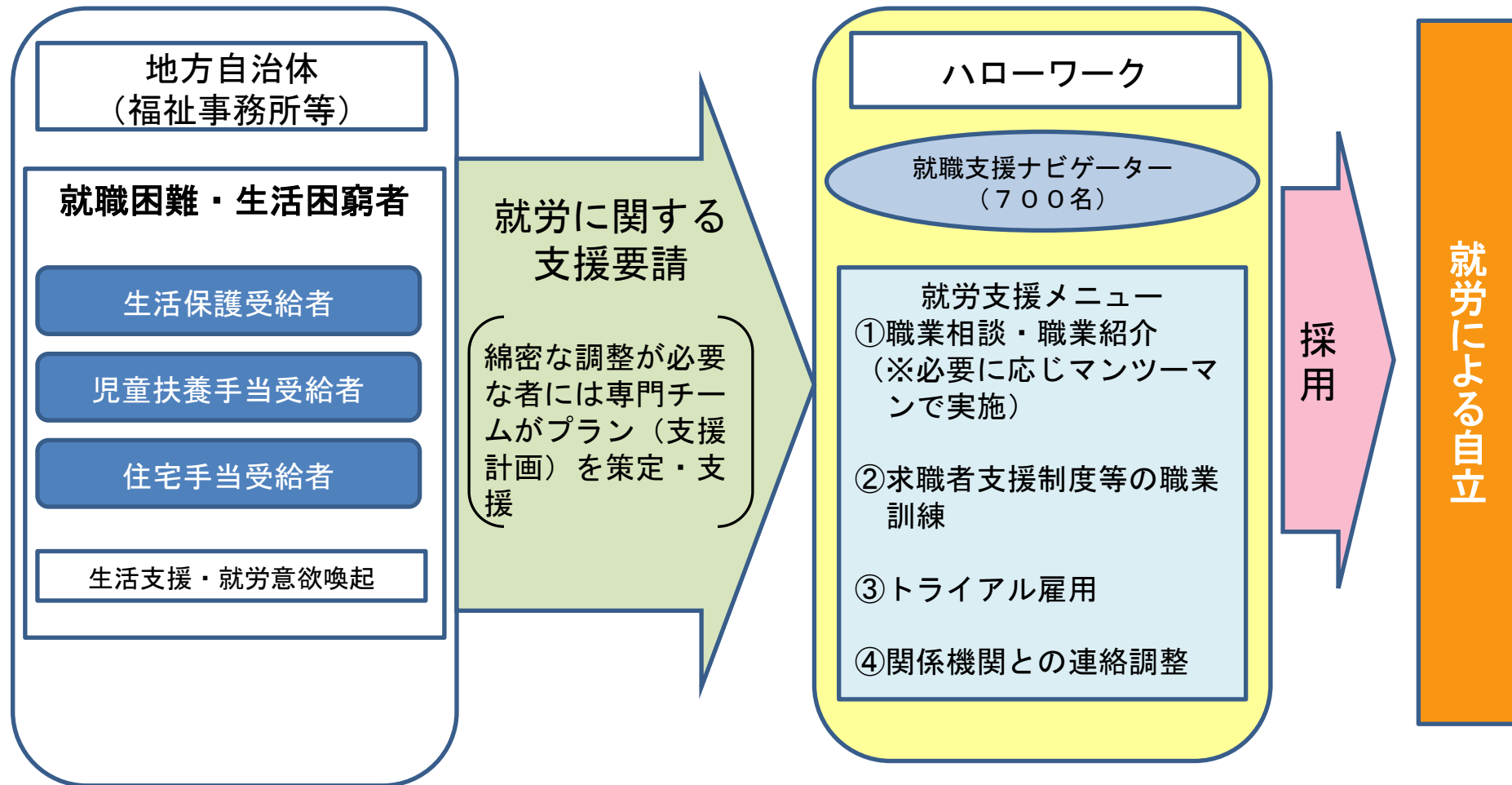
資料: 厚生労働省社会・援護局保護課調べ 参考: 厚生労働省職業安定局雇用政策課調べ

注1: 指定都市・中核市は都道府県に含む。

注2: 各地域における有効求人倍率、支援対象者数や支援対象者の選定基準等が異なるため、正確な比較のためには検証が必要。

12 就労支援対策の強化（「福祉から就労」支援事業）

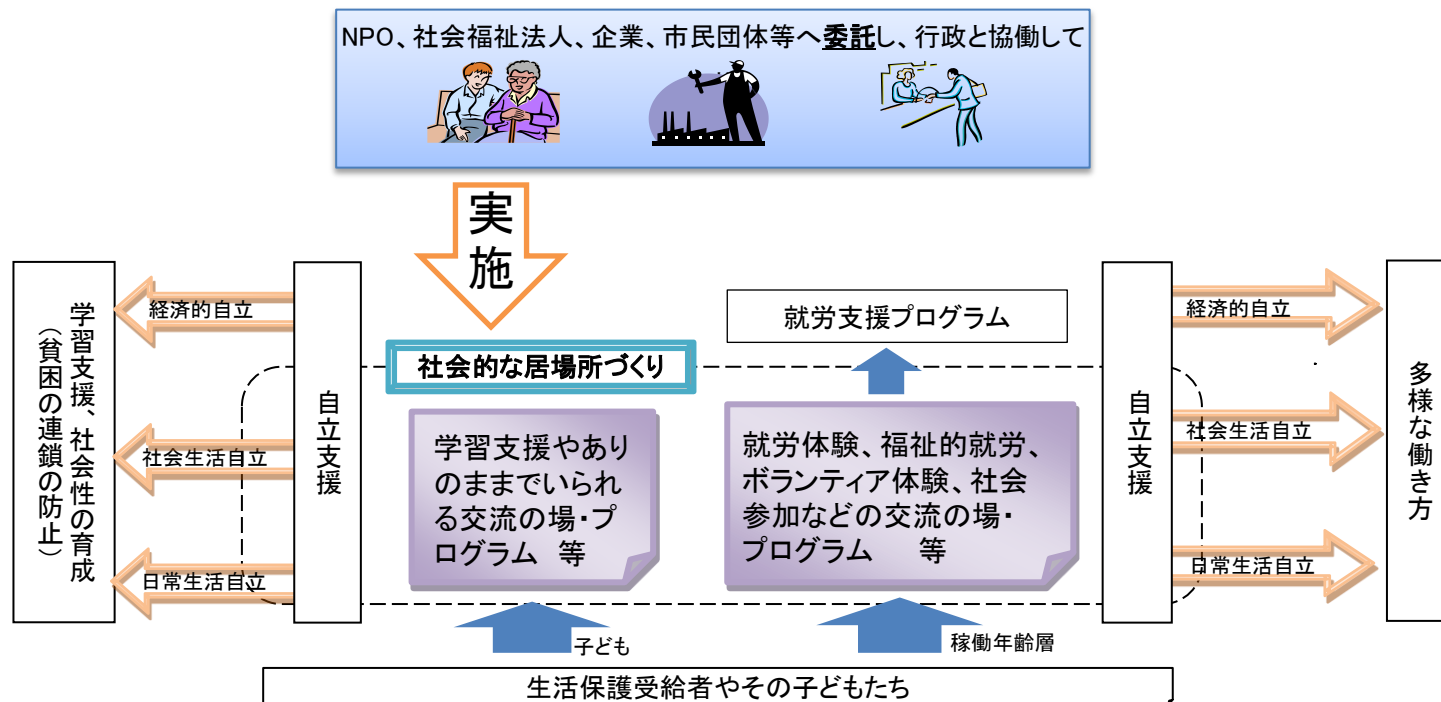
○平成23年度から、地方自治体とハローワークの間で、「福祉から就労」支援事業に関する協定（支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等）を締結する等の連携体制を整備の上、生活保護受給者等を対象に綿密な支援を行い、就労による自立の実現を目指す。



13 被保護者の社会的居場所づくり支援事業(23年度新規事業)

「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と行政との協働により、社会から孤立する被保護者に対する様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもに対する学習支援を行うなど、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

【平成23年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金で国10/10補助】



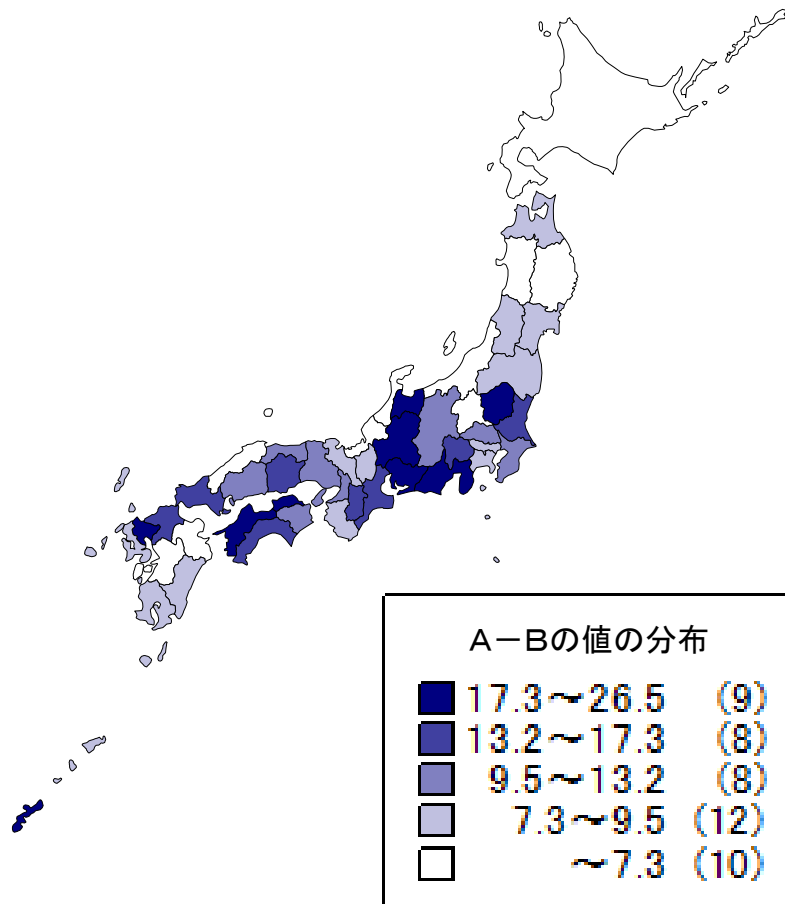
(参考)社会的居場所づくりの例

- 就労体験、福祉的就労、ボランティア体験、社会参加などの交流の場、プログラム 等
 - 作業所ボランティア: 知的障害者施設において、知的障害者の方とコミュニケーションをとりながら作業の補助を行う
 - ヘルパー同行: 介護事業所の介護職員に同行して高齢者宅を訪問し、介護の補助を行う
 - 公園管理ボランティア: 公園緑化協会の協力のもと、公園管理業務を行う
 - インターンシップ: 民間事業所で産業廃棄物の選別作業を行う
- 学習支援やありのままにいられる交流の場、プログラム 等
 - 子どもの学習支援: 生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、高校受験のための学習支援教室を開催し、学力向上及び社会性の育成を図る
 - 子どもの健全育成: 日常的な生活習慣、引きこもり、不登校など子どもに関する課題を抱える世帯に対して支援を行う

14 都道府県別高等学校等進学率の状況(平成22年度)

	一般 (A)	被保護 (B)	差引 (A-B)	被保護 対象者数		一般 (A)	被保護 (B)	差引 (A-B)	被保護 対象者数
	%	%		人		%	%		人
全 国	98.0	87.5	△ 10.5	22,379	三重県	98.4	83.9	△ 14.5	143
北海道	98.7	93.4	△ 5.3	2,290	滋賀県	98.7	91.2	△ 7.5	171
青森県	98.1	90.0	△ 8.1	270	京都府	98.5	89.0	△ 9.5	838
岩手県	98.9	92.4	△ 6.5	171	大阪府	97.5	87.8	△ 9.7	4,005
宮城県	98.9	91.6	△ 7.3	308	兵庫県	98.0	86.6	△ 11.3	1,309
秋田県	98.4	96.2	△ 2.2	131	奈良県	98.4	84.6	△ 13.8	292
山形県	99.1	90.7	△ 8.4	43	和歌山県	98.6	90.3	△ 8.3	103
福島県	98.2	90.2	△ 8.0	193	鳥取県	98.6	88.1	△ 10.5	84
茨城県	98.3	84.1	△ 14.2	220	島根県	99.0	95.1	△ 4.0	61
栃木県	98.1	77.0	△ 21.1	183	岡山県	97.8	83.7	△ 14.1	300
群馬県	98.1	92.5	△ 5.6	93	広島県	97.7	87.1	△ 10.5	599
埼玉県	98.2	88.0	△ 10.1	844	山口県	97.5	81.5	△ 15.9	168
千葉県	98.0	84.8	△ 13.2	802	徳島県	98.9	86.5	△ 12.4	148
東京都	98.0	89.9	△ 8.1	2,093	香川県	96.3	73.2	△ 23.0	142
神奈川県	98.2	89.1	△ 9.1	1,583	愛媛県	97.8	75.7	△ 22.1	210
新潟県	99.3	94.4	△ 4.9	143	高知県	98.2	84.8	△ 13.4	197
富山県	98.6	77.8	△ 20.8	9	福岡県	97.1	83.1	△ 14.0	1,353
石川県	98.8	92.4	△ 6.4	66	佐賀県	97.8	71.3	△ 26.5	115
福井県	98.7	100.0	1.3	19	長崎県	98.6	89.1	△ 9.5	395
山梨県	98.5	83.3	△ 15.2	30	熊本県	98.8	96.1	△ 2.7	205
長野県	98.8	87.6	△ 11.2	97	大分県	98.6	92.9	△ 5.7	182
岐阜県	97.9	80.6	△ 17.3	72	宮崎県	98.0	90.6	△ 7.4	170
静岡県	97.7	77.8	△ 19.9	207	鹿児島県	98.5	89.4	△ 9.1	377
愛知県	97.3	76.5	△ 20.8	570	沖縄県	94.3	75.5	△ 18.8	375

○ 都道府県別高等学校等進学率の一般世帯(A)と被保護世帯(B)との差(A-B)



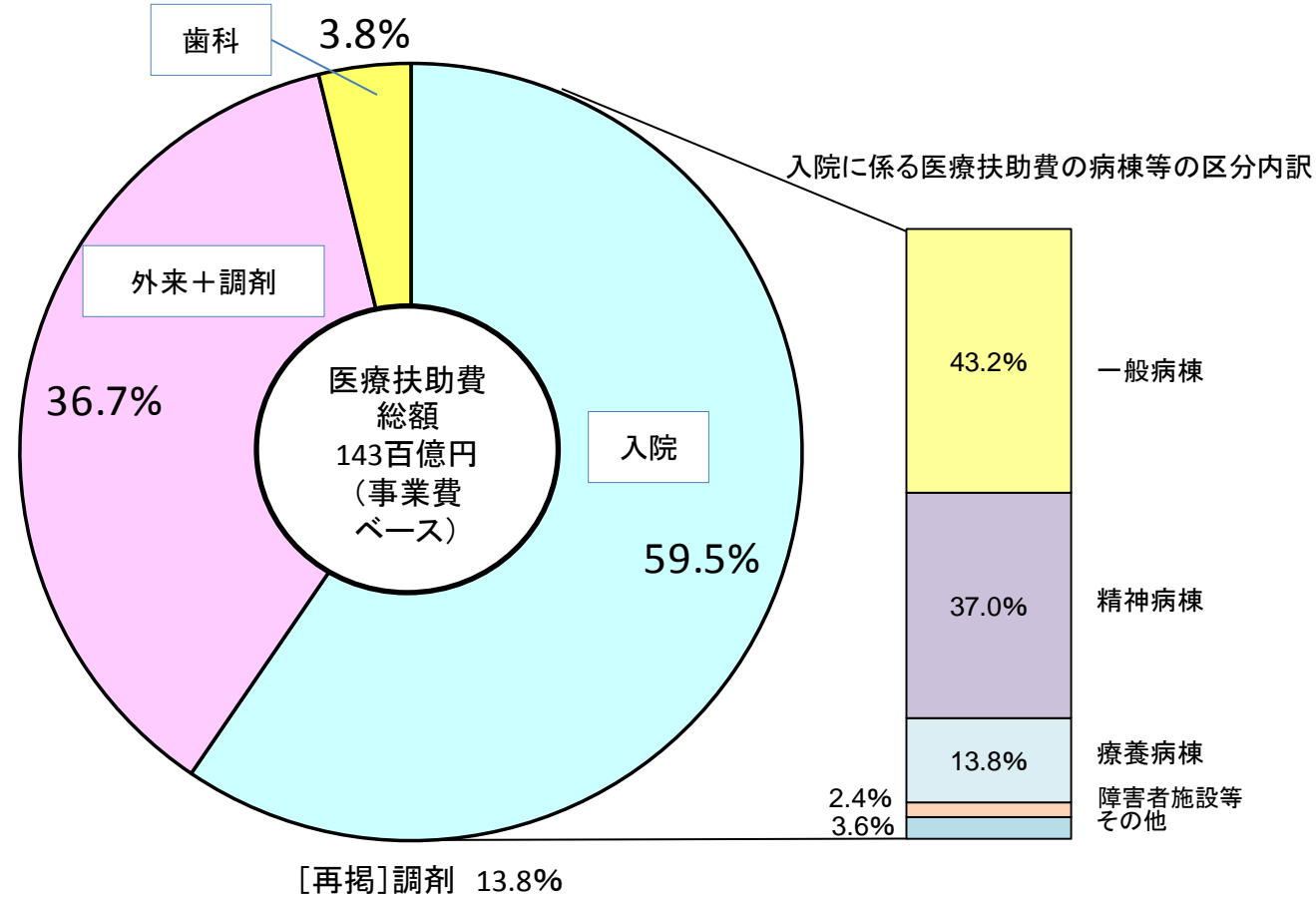
注1: 指定都市・中核市は都道府県に含む

注2: 「高等学校等」には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校が含まれる

(資料) 一般世帯: 平成22年度学校基本調査(文部科学省)
被保護世帯: 平成22年4月1日現在保護課調べ

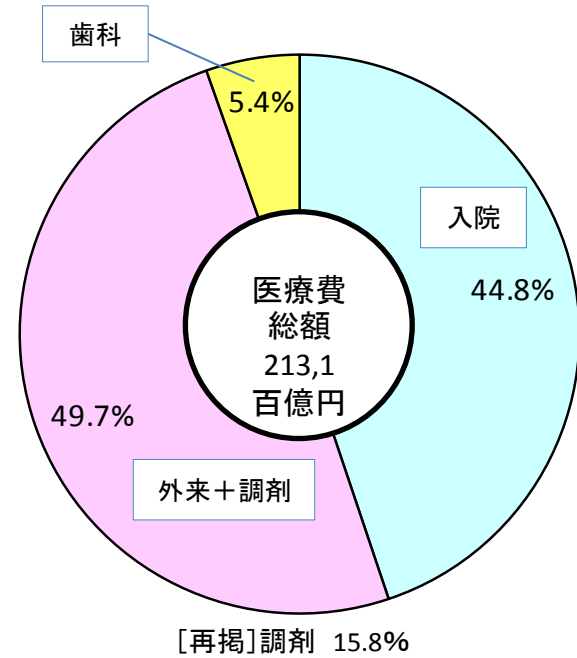
15 医療扶助費における構成割合(平成21年度)

【医療扶助費における構成割合】



(資料:医療扶助実態調査、生活保護費負担金事業実績報告)

(参考) 市町村国保+後期高齢者における医療費の構成割合(平成20年度)



(資料:厚生労働省保険局調べ)

16 生活保護の医療扶助と国民健康保険等の比較(平成20年度)

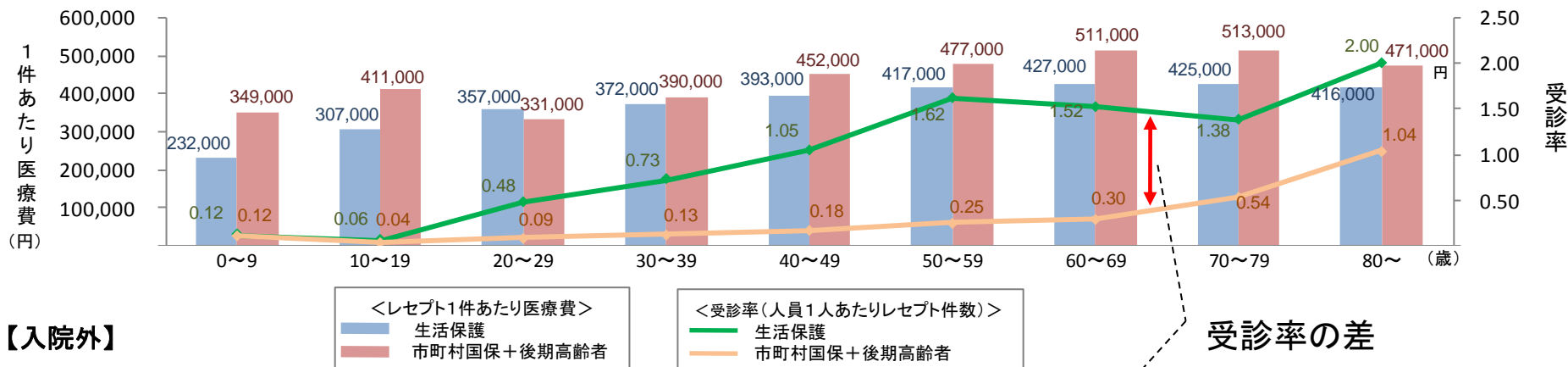
レセプト1件あたり医療費における差は小さいが、生活保護の医療扶助は受診率が高いため、1人あたり医療費は国民健康保険等よりも高額となっている。

※生活保護の受診率(被保護人員1人あたりレセプト件数)は、医療扶助実態調査に基づく値を同調査に基づく医療費と年度実績医療費との比を用いて年率換算したもの。入院には食事が含まれる。

	入院			入院外		
	1人あたり医療費(万円)	受診率(件/人)	レセプト1件あたり医療費(万円)	1人あたり医療費(万円)	受診率(件/人)	レセプト1件あたり医療費(万円)
生活保護	50.5	1.2	41.6	18.8	12.7	1.5
市町村国保+後期高齢	19.3	0.4	48.4	14.6	10.1	1.5

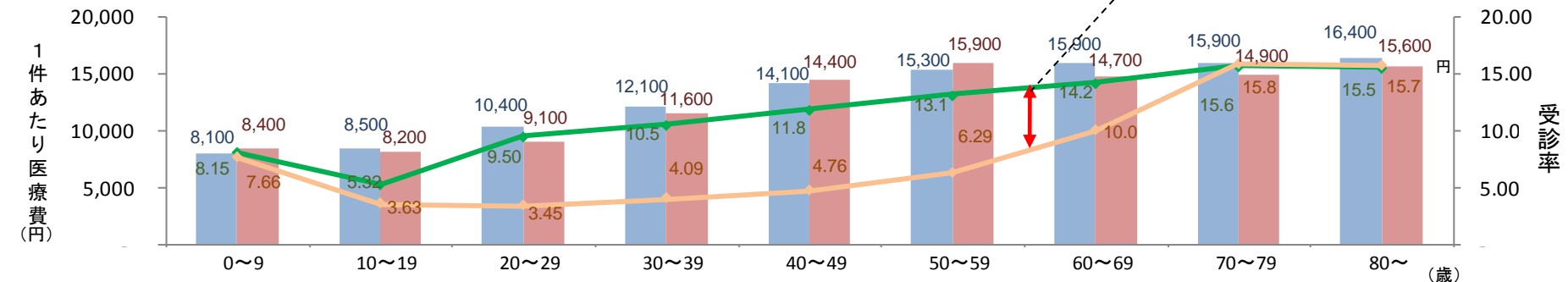
【入院】

(1人あたり医療費の要素の比較)



【入院外】

(1人あたり医療費の要素の比較)



(資料) ・生活保護分: 医療扶助実態調査(特別集計)、生活保護費負担金事業実績報告、被保護者全国一斉調査、福祉行政報告例
 ・市町村国保+後期高齢者分: 医療給付実態調査、国民健康保険実態調査、後期高齢者医療事業月報

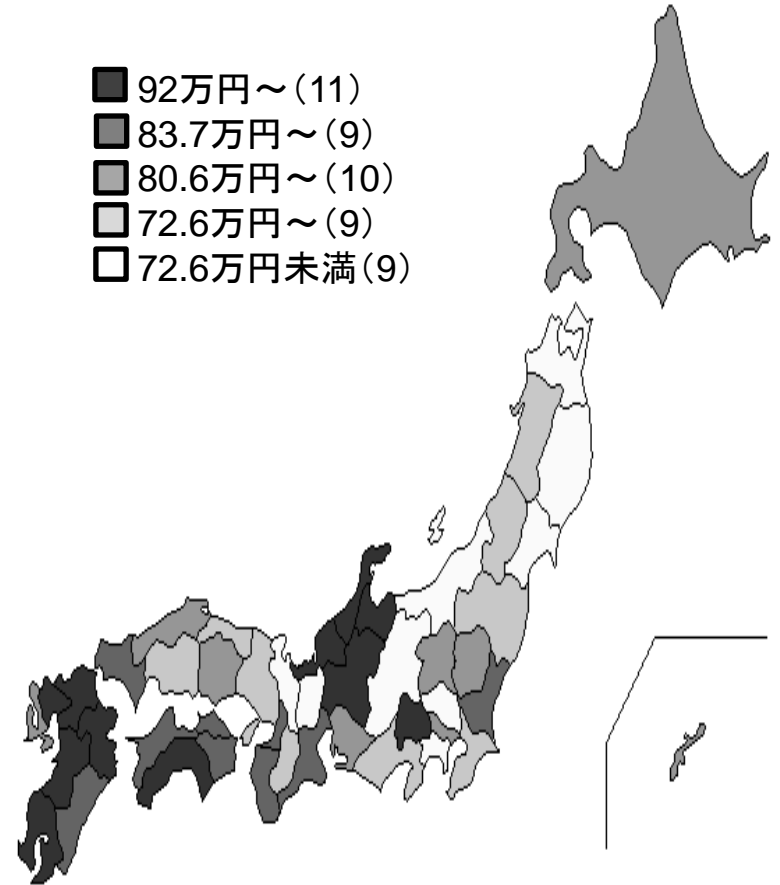
17 都道府県別生活保護受給者 1人あたり医療扶助費（平成21年度）

地域における年齢構成等の事情を考慮する必要があるが、最高値と最低値で約1.63倍の格差がある。

（単位：万円）

全国平均	81.5	三重県	84.6
北海道	81.5	滋賀県	70.2
青森県	70.6	京都府	71.9
岩手県	72.0	大阪府	84.7
宮城県	67.0	兵庫県	78.4
秋田県	76.2	奈良県	79.6
山形県	73.2	和歌山県	91.8
福島県	75.8	鳥取県	72.9
茨城県	86.9	島根県	81.7
栃木県	80.7	岡山県	82.7
群馬県	82.2	広島県	74.9
埼玉県	71.0	山口県	91.7
千葉県	72.6	徳島県	90.5
東京都	83.4	香川県	85.9
神奈川県	70.7	愛媛県	83.7
新潟県	66.9	高知県	93.0
富山県	108.9	福岡県	94.9
石川県	107.3	佐賀県	102.8
福井県	97.6	長崎県	82.7
山梨県	93.7	熊本県	92.0
長野県	72.3	大分県	103.2
岐阜県	92.1	宮崎県	89.6
静岡県	73.3	鹿児島県	94.8
愛知県	81.7	沖縄県	80.6

- 92万円～(11)
- 83.7万円～(9)
- 80.6万円～(10)
- 72.6万円～(9)
- 72.6万円未満(9)



資料：生活保護費負担金事業実績報告

注1：指定都市・中核市は都道府県に含む

注2：医療扶助費は入院診療、入院時食事療養、外来診療、調剤、歯科診療に係る費用の計であり、移送費、検診費等は含まない

18 平成23年度から取り組む医療扶助の適正化について

医療扶助の適正化に向けて、平成23年4月から本格運用している電子レセプトの活用等を通じ、以下の取組を各自治体において実施していただいているところ。

(1) 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

これまでの紙レセプトに比べ、平成23年4月から本格運用している電子レセプトを活用することで、資格点検などの効率化を図られることから、レセプト点検強化に取り組む。

(2) 指定医療機関に対する効果的・効率的な指導

電子レセプト等を活用して、生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析し、生活保護受給者に関する請求件数が多い等、他に比べ突出しているケースについては、重点的にレセプトを個別に内容審査し、請求内容に問題の疑いがある医療機関に対しては重点指導を実施。

(3) 向精神薬における適正受診の徹底

同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている生活保護受給者などの受診行動についても、電子レセプトを活用等することでの確に把握し、嘱託医協議・主治医訪問等を通じ、内容を審査するとともに、不適切な受診があった際には、生活保護受給者に対し適正な受診を指導。

(4) 後発医薬品の利用促進

既に後発医薬品のある先発医薬品が処方されている生活保護受給者について、電子レセプトを活用して福祉事務所等が的確に把握し、当該生活保護受給者に対して、後発医薬品の周知等利用促進を積極的に図る。

19 被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務適正化法(案)による対応について

2人以上の被保護者等(生活保護受給者・申請中の者)に対して、住居とともに食事や金銭管理等の生活サービスを併せて提供する事業(以下「セットサービス事業」という。)を営む者について、被保護者等の処遇改善、自立支援等を図るため、悪質な事業者や無届事業者を規制することにより、適正な事業運営を確保するために必要な措置を講じる。

1.高額/趣旨不明な利用料

- (1)施設の土地建物の所有者に支払われる賃料の2~3倍の利用料が徴収される。
- (2)手元に残る残金がわずかで、求職活動をするにも十分でない。

2.入所者の意に反するサービス提供

- (1)住居の提供を見返りとして、強制的に食事が提供される、又は食材が配られ自炊
- (2)食事の質が悪くサービスを止めたいが、苦情を言うと施設から追い出される。
- (3)事業者と入居者の力関係の差が大きく、入所者の得る情報が制限され、不透明な契約を締結させられる。

3.保護費を本人が自由に使えない

- (1)利用者が現金で受け取った保護費を事業者が管理し、利用料を天引き
- (2)利用者名義の通帳を作らせ、通帳等を事業者が預かり、保護費の振込日に事業者が全額引き出し、利用料を天引き

4.入居者の自立支援が不十分

居宅で生活する力を身につけられる入居者に対しても、十分な支援が行われていない。

5.無届施設に対する規制がない

- (1)用途不明金の支出を多額に計上しているも、収支状況が公開されない。
- (2)調査を拒んだ等の場合、行政処分を行うことができる規定がない。

<適正化法案による対応>

セットサービス事業に対する規制

※セットサービス事業としての届出が必要

- (1)サービス内容の明示
契約により提供されるサービスの内容及びその対価を明確にしなければならない。
- (2)解約に係る規制
 - ①契約期間内でも、利用者は1ヶ月前に予告すれば契約を解除できる。
 - ②短期間で追い出されないように、事業者からの解約告知期間は6ヶ月を下回ってはならない。
- (3)書面による契約の原則
住居費及び各サービスの対価、予告すればサービスを解除することができる旨等を記載した書面による契約

金銭管理の原則禁止

- (1)事業者は、都道府県知事等の承認を得なければ、金銭管理を行うことはできない(他人に行わせることもできない)。
- (2)事業者による悪質な取立行為(貸金業法等の取立行為規制の対象となる行為)を規制

セットサービス事業者の遵守義務

事業者に対し、一定基準の構造設備の確保や情報開示、被保護者等の自立支援に向けた取組を義務づけ

無届事業者に対する行政処分

無届でセットサービスをしている事業者について立入検査拒否した場合などは、業務停止等の行政処分

違反する事業者(無届事業者を含む)は、改善命令や業務停止等、行政処分の対象

行政処分違反に対しては、刑事罰の対象

20 不正受給の状況

不正受給件数は毎年増加しており、そのうち6割は稼働収入の無申告や過少申告である。福祉事務所による課税調査等の照会・調査により、約9割が発見されている。

【不正受給件数、金額等の推移】

年度	不正受給件数	金額	1件当たり金額
	件	千円	千円
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,506	569
17	12,535	7,192,788	574
18	14,669	8,978,492	612
19	15,979	9,182,994	575
20	18,623	10,617,982	570
21	19,726	10,214,704	518

資料：監査実施結果報告

【不正内容(平成21年度)】

内訳	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	9,891	50.1
稼働収入の過小申告	1,983	10.1
各種年金等の無申告	4,022	20.4
保険金等の無申告	742	3.8
預貯金等の無申告	483	2.4
交通事故に係る収入の無申告	292	1.5
その他	2,313	11.7
計	19,726	100.0

資料：平成21年度監査実施結果報告

【不正受給発見の契機の状況(平成21年度)】

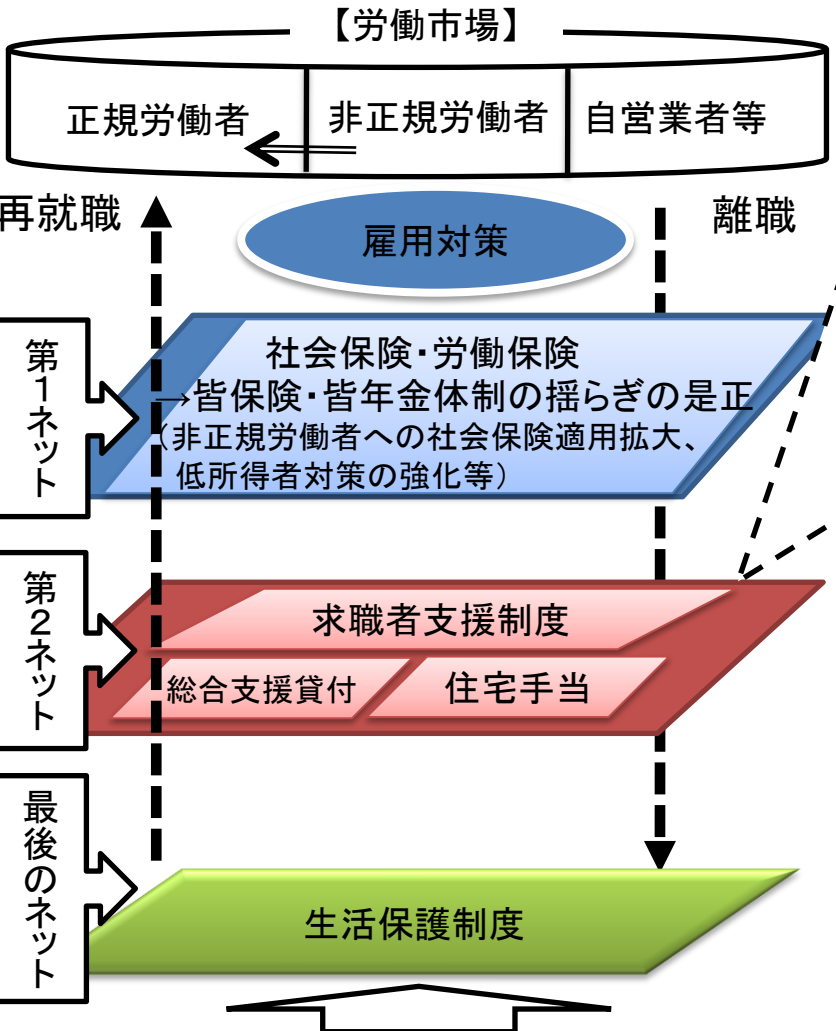
照会・調査	通報・投書	その他	計
17,621件	1,266件	839件	19,726件
(89.3%)	(6.4%)	(4.3%)	(100.0%)

資料：平成21年度監査実施結果報告

- (注)1. 「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの及びに監査指摘等によるものである。
 2. 「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報及び投書である。
 3. 「その他」とは、新聞報道等によるものである。

21 社会的セーフティネット構造

失業等した方が直ちに生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつけられるよう、求職者支援制度をはじめ第2のセーフティネット施策が切れ目なく連携し、雇用・生活・住居に関する総合的な対策を推進する必要がある。



生活支援から就労支援まで伴走型の一貫した支援
(パーソナル・サポート)
企業、NPO等と連携した新しい公共による取組 等

第2のセーフティネット施策

【求職者支援制度】 ※平成23年10月1日制度開始

- > 制度の概要
 - 雇用保険を受給できない方が、職業訓練と訓練期間中の給付(単身月10万円)を受けられる制度
- > 職業訓練受講者数 約25万人、給付支給者数 約20万人
 - ※求職者支援制度は10月1日施行のため、平成23年度予算は半年分のみ計上。
 - 上記の職業訓練及び給付の対象者数はそれを1年度分に換算したもの。

【総合支援資金貸付制度】

- > 制度の概要
 - 失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対して、求職活動中の生活費等の貸付を受けられる予算事業
- > 貸付額
 - ①生活支援費(最長1年間) 単身世帯: 上限月15万円
2人以上世帯: 上限月20万円
 - ②住宅入居費: 上限40万円
 - ③一時生活再建費: 上限60万円
- > 貸付実績
 - 貸付決定者数約48,700人(2009年10月～2011年3月末)

【住宅手当】

- > 制度の概要
 - 離職して住宅を失った方等に対して、原則6か月間(一定の条件の下で最大9か月)家賃を補助する予算事業(23年度までの基金事業)
- > 支給額
 - 賃貸住宅の家賃額を支給(地域ごとの上限額及び収入に応じて調整)
 - 例: 月53,700円上限 (東京都区市・単身・収入月84,000円以下の場合)
- > 支給実績
 - 支給決定75,158件(延長分を含む。2009年10月～2011年3月末)

22 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律について

特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

1. 職業訓練の認定

- ・ 厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画(「職業訓練実施計画」)を策定。
- ・ 厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練を認定(「認定職業訓練」)。
- ・ 認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる。
- ・ 認定に関する業務は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。

2. 職業訓練受講給付金の支給

- ・ 特定求職者が認定職業訓練等の受講を容易にするため、公共職業安定所長の指示を受けてこれを受講する場合に職業訓練受講給付金を支給することができる。
- ・ 支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

3. 就職支援の実施

- ・ 公共職業安定所長は、就職支援計画を作成し、特定求職者に対して、その就職を容易にするため、職業指導・職業紹介や認定職業訓練の受講等就職支援の措置を受けることを指示。
- ・ 指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、速やかに就職できるように自ら努める。

4. その他

- ・ 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による新事業(就職支援法事業)として行う。
- ・ 立入検査、差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等の規定を設ける。